

参考資料 7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況

地下水において環境基準を超える汚染が判明した場合は、都道府県及び水質汚濁防止法政令市によって、人の健康を保護する観点から飲用指導等利用面からの措置、汚染範囲や汚染源の特定等の調査、また、地下水の用途等を考慮しつつ浄化等の対策の推進が行われている。

平成 17 年度調査結果において環境基準を超過した井戸のうち、特に高濃度であった井戸（及びその周辺）における汚染原因及び対策等の状況についてとりまとめを行った。

（1）対象井戸

以下に該当する井戸とした。

環境基準を超過した項目の最高濃度を検出した井戸

環境基準の 100 倍以上の濃度を検出した井戸

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については高濃度を検出した井戸の上位 10 本の井戸

また、同事案で複数項目において超過する場合は、環境基準からの倍数が最も高い項目のみ状況を記述している。

（2）各欄の記述内容について

環境省が毎年度実施している「地下水汚染に関するアンケート調査」の回答から抜粋又はとりまとめて記述を行った。調査の回答については選択式となっているが、一部、都道府県又は水質汚濁防止法政令市によって補足説明がなされている。

表の内容の一部について、以下に説明を行う。

周辺の地下水の用途（汚染判明以前）

汚染が判明する以前の地下水の用途である。水質汚濁防止法第 15 条に基づく測定を行ったその井戸に限らず、その周辺の地下水の用途を示している。

汚染判明後の飲用指導等の措置の状況

「周辺井戸所有者への飲用指導」

井戸水を飲用しないよう指導したり、揮発性有機化合物による汚染の場合は煮沸して飲用するよう指導したりすることである。

汚染原因及びその対応等

汚染原因の把握状況として、「特定」、「推定」、「不明」の選択肢があり、「特定」又は「推定」であった場合は、汚染原因を次の選択肢から選択するようにしている。

工場・事業場の排水・廃液・原料等

廃棄物

家畜排せつ物

施肥

生活排水

自然的要因

その他

なお、「特定」と「推定」の別は、回答を行った地方公共団体の定義や判断による。

汚染原因者業種

汚染原因者が特定又は推定されている場合、汚染原因者の主たる業種について「日本標準産業分類」(総務省)による業種名が選択肢から選択されている。

硝酸性窒素対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染のみ、回答されている。

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
全シアン	1	定期モニタリング調査	0.1 (-)	長野県 長野市 鶴賀	2003	利用無し	・周辺井戸所有者への 飲用指導 ・定期的なモニタリング 体制の整備	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等と特定	ガス業	汚染対策手法、地下水 質のモニタリングについて 行政指導。	地下水揚水処理 (2003～実施中)	汚染原因者
鉛	1	汚染井戸周辺地区調査	2.0 (200倍)	大阪府 高槻市 白梅町	1998	工業用水	・周辺井戸所有者への 飲用指導 ・定期的なモニタリング 体制の整備	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等と特定	電気機械器具製造業	浄化指導の実施。 汚染対策手法、地下水 質のモニタリングについて 指導。	地下水揚水処理 ・汚染土壌の処理 (1999～実施中)	汚染原因者
	2	汚染井戸周辺地区調査	1.3 (130倍)	大阪府 高槻市 白梅町	(鉛1位と同事例)							
六価クロム	1	定期モニタリング調査	1.4 (28倍)	佐賀県 鳥栖市 原町	1993	工業用水	・周辺井戸所有者への 飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング 体制の整備 ・汚染原因者への口頭 指導	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等と特定	表面処理鋼材製造業	浄化指導の実施。 汚染対策手法について 指導。	地下水揚水処理 (1993～実施中)	汚染原因者
砒素	1	定期モニタリング調査	0.42 (42倍)	兵庫県 豊岡市 若松	1999	利用無し	・周辺井戸所有者への 飲用指導 ・定期的なモニタリング 体制の整備	自然的要因と推定	-	-	対策の予定無し	-
総水銀	1	定期モニタリング調査	0.0029 (5.8倍)	滋賀県 草津市 老上	1989	生活用水	・周辺井戸所有者への 飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング 体制の整備	自然的要因と特定	-	-	自然的要因と推定される ため、対策の予定無し	-
ジクロロメタン	1	定期モニタリング調査	0.051 (2.6倍)	北海道 旭川市 大町	(テトラクロロエチレンの10位と同事例)							

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
四塩化炭素	1	定期モニタリング調査	0.35 (180倍)	千葉県 千葉市 稲毛区 長沼町	1988	不明	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	有機化学工業製品製造業、化学製品製造業、ゴム製品製造業、一般産業用機械・装置製造業、電子部品・デバイス製造業、洗濯業	複数業者による複合汚染であり、自治体では対応していない。	地下水揚水処理 (1999～実施中)	汚染原因と推定される者
1,2-ジクロロエタン	1	定期モニタリング調査	0.047 (12倍)	大阪府 高槻市 下田部町	(シス-1,2-ジクロロエチレンの5位と同事例)							
1,1-ジクロロエチレン	1	定期モニタリング調査	0.73 (37倍)	大阪府 枚方市 片鉾本町	1993	生活用水 工業用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	実施していない	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	1	定期モニタリング調査	40 (1000倍)	秋田県 由利本荘市 大浦	(トクロロエチレンの2位と同事例)							
	2	定期モニタリング調査	22 (550倍)	新潟県 弥彦村 美山	1989	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等及び廃棄物と推定	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	浄化指導の実施。汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	地下水揚水処理 (1995～)	汚染原因者
	3	汚染井戸周辺地区調査	18 (450倍)	大阪府 高槻市 竹の内町	(テトラクロロエチレンの1位と同事例)							
	4	汚染井戸周辺地区調査	13 (330倍)	大阪府 高槻市 竹の内町	(テトラクロロエチレンの1位と同事例)							
	5	定期モニタリング調査	10 (250倍)	大阪府 高槻市 桃園町	1981	上水道源 工業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	医薬品製造業、電気機械器具製造業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて行政指導。	地下水揚水処理 ・原位置処理 ・土壌ガス吸引処理 ・汚染土壌の処理 (1991～実施中)	複数の汚染原因者

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
1,1,1-トリクロロエタン	1	定期モニタリング調査	1.9 (1.9倍)	神奈川県 川崎市 川崎区 堤根	(テトラクロロエチレンの26位と同事例)							
1,1,2-トリクロロエタン	1	定期モニタリング調査	0.022 (3.7倍)	宮崎県 延岡市 旭町	1998	生活用水 工業用水	・周辺井戸所有者への 飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング 体制の整備	工場・事業場の排 水・廃液・原料等と特 定	有機化学工業製 品製造業	浄化指導の実施。 汚染対策手法、地 下水質のモニタリ ングについて指導。	・地下水揚水処理 ・汚染土壌の処理 (1998～実施中)	汚染原因者
トリクロロエチレン	1	定期モニタリング調査	220 (7300倍)	秋田県 井川町 浜井川	2000	利用無し	・周辺井戸所有者への 飲用指導 ・定期的なモニタリ ング体制の整備 ・汚染原因者への口 頭指導	工場・事業場の排 水・廃液・原料等と特 定	自動車・同附属品 製造業	浄化指導の実施。 汚染対策期間、地 下水質のモニタリ ングについて指導。	・地下水揚水処理 ・土壌ガス吸引処理 ・汚染土壌の処理 (2000～実施中)	汚染原因者
	2	定期モニタリング調査	66 (2200倍)	秋田県 由利本荘市 大浦	1998	生活用水	・定期的なモニタリ ング体制の整備 ・汚染原因者への口 頭指導・文書指導	工場・事業場の排 水・廃液・原料等及 び廃棄物と特定	電子部品・デバイ ス製造業	汚染対策期間、地 下水質のモニタリ ングについて行政指 導。	・地下水揚水処理 (1998～実施中)	汚染原因者
	3	定期モニタリング調査	46 (1500倍)	福岡県 福岡市 香椎駅前	1997	生活用水	・周辺井戸所有者への 飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリ ング体制の整備	不明 (調査実施したが、特 定・推定には至らず)	-	-	実施していない	-
	4	定期モニタリング調査	9.8 (330倍)	新潟県 弥彦村 美山	(シス-1,2-ジクロロエチレンの2位と同事例)							
	5	汚染井戸周 辺地区調査	9 (300倍)	大阪府 高槻市 竹の内町	(テトラクロロエチレンの1位と同事例)							
	6	定期モニタリング調査	7.6 (250倍)	茨城県 常陸大宮市 長倉	2004	生活用水	・上水道への切り替え ・定期的なモニタリ ング体制の整備	工場・事業場の排 水・廃液・原料等と特 定	光学機械器具・レ ンズ製造業	浄化指導の実施。 汚染対策手法、汚 染対策期間、地下 水質のモニタリ ングについて指導。	・地下水揚水処理 (2005～実施中) ・汚染土壌の処理 (実施済み)	汚染原因者

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
トリクロロエレン	7	定期モニタリング調査	4.9 (160倍)	滋賀県 草津市 矢倉	1989	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	電子部品・デバイス製造業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導	・地下水揚水処理 ・土壌ガス吸引処理 (1997～実施中)	汚染原因と推定される者
テトラクロロエレン	1	汚染井戸周辺地区調査	56 (5600倍)	大阪府 高槻市 竹の内町	2005	利用無し	・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	原位置処理を検討中	汚染原因者以外の土地の所有者
	2	定期モニタリング調査	17 (1700倍)	千葉県 松戸市 紙敷	1988	生活用水 工業用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて行政指導。	・地下水揚水処理 ・汚染土壌の処理 (1991～実施中)	汚染原因者
	3	定期モニタリング調査	5.4 (540倍)	兵庫県 明石市 魚住町	2002	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	・地下水揚水処理 ・土壌ガス吸引処理 (2002～実施中)	汚染原因者
	4	定期モニタリング調査	4.1 (410倍)	福岡県 福岡市 香椎駅前	(トリクロロエレンの3位と同事例)							
	5	定期モニタリング調査	3.5 (350倍)	山口県 岩国市 周東町 下久原	1991	個人等の飲用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	通信機械器具・同関連機械器具製造業	汚染対策手法について行政指導。	・地下水揚水処理 (1991～実施中)	汚染原因者以外の土地の所有者
	6	定期モニタリング調査	2.2 (220倍)	福岡県 福岡市 田島	1988	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への口頭指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等及び廃棄物と特定	洗濯業	浄化指導の実施。汚染対策手法について指導。	・地下水揚水処理 (1990～実施中)	汚染原因者

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	7	定期モニタリング調査	1.9 (190倍)	千葉県 船橋市 二宮	1989	個人等の飲用水 生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への口頭指導・文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定 (物質使用事業者はあるが不法投棄の可能性も考えられる)	洗濯業	汚染物質の使用廃止について行政指導。	地下水揚水処理 (1996～実施中)	地方公共団体(汚染原因者の特定ができないため)
	8	定期モニタリング調査	1.8 (180倍)	福島県 須賀川市 小作田	1989	個人等の飲用水 生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等及び廃棄物と特定	洗濯業	浄化指導の実施。汚染対策手法、汚染対策期間について指導。	地下水揚水処理 (1991～実施中)	汚染原因者
	8	定期モニタリング調査	1.8 (180倍)	栃木県 佐野市 植野町	1997	個人等の飲用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	汚染源不明のため効果的な対策がとれないことから、対策を実施していない	-
	10	定期モニタリング調査	1.7 (170倍)	北海道 旭川市 大町	1984	生活用水	・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	原因者不明	-	汚染源不明のため効果的な対策がとれないことから、対策の予定無し	-
	11	定期モニタリング調査	1.6 (160倍)	兵庫県 加東市 高岡	2000	生活用水 工業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	浄化指導の実施。汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	汚染土壌の処理 (2002～実施中)	汚染原因者
	12	定期モニタリング調査	1.5 (150倍)	福島県 浅川町 浅川	1990	生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と推定	洗濯業	浄化指導の実施。汚染対策手法、汚染対策期間について指導。	地下水揚水処理 (1991～実施中)	汚染原因者
	12	定期モニタリング調査	1.5 (150倍)	兵庫県 加東市 高岡	(テトラクロロエチレンの11位と同事例)							

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	14	定期モニタリング調査	1.4 (140倍)	宮城県 栗原市 築館萩沢	1986	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導・文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と推定	ニッポン製造業	自治体では指導していない。	実施していない	-
	14	定期モニタリング調査	1.4 (140倍)	栃木県 野木町 丸林	1995	個人等の飲用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と推定	洗濯業	汚染対策手法について、栃木県地下水汚染対策要領に基づく指導。	汚染土壌の処理 (1995～実施中)	汚染原因と推定される者及び地方公共団体
	16	定期モニタリング調査	1.3 (130倍)	宮城県 栗原市 築館萩沢	(テトラクロロエチレンの14位と同事例)							
	16	定期モニタリング調査	1.3 (130倍)	神奈川県 藤沢市 本藤沢	1988	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	実施していない	-
	16	定期モニタリング調査	1.3 (130倍)	兵庫県 加古川市 尾上町 長田	2003	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	下水管のひび割れより漏出と特定	公共機関	汚染対策手法、地下水質のモニタリングについて指導。	地下水揚水処理 (2003～実施中)	汚染原因者
	16	定期モニタリング調査	1.3 (130倍)	福岡県 北九州市 原町別院	1985	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	自治体では指導していない。	検討中	-
	20	定期モニタリング調査	1.2 (120倍)	大阪府 松原市 上田	1993	生活用水	・井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	実施していない	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	20	定期モニタリング調査	1.2 (120倍)	山口県 周南市 古市	1995	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導	廃棄物と推定	洗濯業	事業者に対して口頭で行政指導。	・土壌ガス吸引処理 (1996～実施中)	汚染原因と推定される者
	20	定期モニタリング調査	1.2 (120倍)	福岡県 北九州市 若園	1982	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への口頭指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等と特定	洗濯業	-	検討中	-
	23	定期モニタリング調査	1.1 (110倍)	岩手県 大船渡市 下船渡	1987	工業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・汚染原因者への口頭指導・文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と推定	洗濯業	汚染対策手法について指導。	・地下水脈におけるブロウを用いたガス抜き(基準超過発見時から継続的に実施) ・事業場排水の加熱バッキ処理	汚染原因と推定される者
	23	定期モニタリング調査	1.1 (110倍)	福島県 須賀川市 南上町	1993	生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備 ・原因者への文書指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と特定	電気機械器具製造業	浄化指導の実施。汚染対策手法、汚染対策期間について指導。	・地下水揚水処理 (1993～実施中)	汚染原因者
	23	定期モニタリング調査	1.1 (110倍)	福岡県 福岡市 田島	(テトラクロロエチレンの6位と同事例)							
	26	定期モニタリング調査	1.0 (100倍)	神奈川県 川崎市 川崎区 堤根	1998	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物と推定	原因者不明	-	汚染原因者不明のため効果的な対策がとれない状況	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方 公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
ベンゼン	1	汚染井戸周 辺地区調査	0.075 (7.5倍)	岩手県 釜石市 片岸町	2005	生活用水	・周辺井戸所有者へ の飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリ ング体制の整備	近隣のカリウムスタンドと 推定	燃料小売業	浄化指導の実施	・地下水揚水処理 (実施中)	汚染原因者
セレン	1	概況調査	0.013 (1.3倍)	福岡県 朝倉町 尾西	2005	個人等の飲用 水	・井戸所有者への飲 用指導	不明 (調査実施予定)	-	-	検討中	-
ふっ素	1	概況調査	12 (15倍)	新潟県 燕市 燕	2005	生活用水	・周辺井戸所有者へ の飲用指導 ・定期的なモニタリ ング体制の整備 ・使用方法指導	工場・事業場の排 水・廃液・原料等と特 定	金属被覆・彫刻 業、熱処理業	浄化指導の実施。 汚染対策手法、地 下水質のモニタリ ングについて新潟県 生活環境の保全等 に関する条例に基 づく指導。	検討中	汚染原因者
ほう素	1	汚染井戸周 辺地区調査	11 (11倍)	青森県 五所川原 市 柏原町	2001	生活用水	・周辺井戸所有者へ の飲用指導 ・定期的なモニタリ ング体制の整備	自然的要因と推定	-	-	自然的要因のため、 対策の予定無し	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況								
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因 把握状況	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策	
									窒素負荷低減 等の対策	対策連絡組織等の 設置状況	対策推進計画等の 策定状況	浄化等対策 の内容	対策の 実施主体
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	定期モニタリング調査	100 (10倍)	茨城県 板東市 小泉	2002	個人等の飲用水 生活用水	・周辺井戸所有者 への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	不明	予定無し	今後環境省硝酸性窒素総合対策モデル事業の成果を反映させ、連絡組織等の設置を検討する	モデル事業に参画し、今後の対策について検討している段階のため、対策推進計画等の策定の予定はなし	実施していない	-
	2	定期モニタリング調査	89 (8.9倍)	茨城県 つくば市 上里	2001	個人等の飲用水	・周辺井戸所有者 への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明	予定無し	今後環境省硝酸性窒素総合対策モデル事業の成果を反映させ、連絡組織等の設置を検討する	モデル事業に参画し、今後の対策について検討している段階のため、対策推進計画等の策定の予定はなし	実施していない	-
	3	定期モニタリング調査	86 (8.6倍)	愛知県 田原市 浦町	1998	生活用水	・周辺井戸所有者 への飲用指導	施肥と推定	農業部局から農家へ指導を実施	予定無し (農業部局から農家へ指導を実施しているため)	予定無し (農業部局から農家へ指導を実施しているため)	実施していない	-
	4	定期モニタリング調査	74 (7.4倍)	宮崎県 宮崎市 村角町	2000	個人等の飲用水 生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者 への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	施肥及び生活排水と推定	予定無し	予定無し (所有者に対しては、上水道への切り替えを指導している。また、上水道水源ではないため)	予定無し (所有者に対しては、上水道への切り替えを指導している。また、上水道水源ではないため)	実施していない(井戸所有者に上水道の切り替えを指導している)	-
	5	定期モニタリング調査	67 (6.7倍)	北海道 北見市 川向	2000	生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者 への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備 ・井戸周辺の有害物質使用事業場の把握	施肥、家畜排せつ物、生活排水と推定	・家畜排せつ物の適正処理 ・施肥量の適正化	予定無し (関係部局連携により対応しているため)	将来的に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策推進計画等の策定に取り組む予定	実施していない	-

地下水質測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況								
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の地下水の 用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因 把握状況	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策	
									窒素負荷低減 等の対策	対策連絡組織等の 設置状況	対策推進計画等の 策定状況	浄化等対策 の内容	対策の 実施主体
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	定期モニタリング調査	65 (6.5倍)	茨城県 古河市 長左右衛門	2005	個人等の飲用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	不明	予定無し	今後環境省硝酸性窒素総合対策モデル事業の成果を反映させ、連絡組織等の設置を検討する	モデル事業に参画し、今後の対策について検討している段階のため、対策推進計画等の策定の予定はなし	実施していない(浄化対策の手法が確立していない)	-
	6	定期モニタリング調査	65 (6.5倍)	埼玉県 深谷市 櫛引	2000	生活用水 農業用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・上水道への切り替え ・定期的なモニタリング体制の整備	施肥と推定	検討中	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策推進計画等検討の中で具体化予定	現在、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策推進計画等の検討会設置の準備作業中。	実施していない	-
	8	定期モニタリング調査	64 (6.4倍)	埼玉県 さいたま市 緑区中野田	2003	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明 (広範囲であるため原因特定が困難)	-	予定無し	予定無し	実施していない	-
	9	定期モニタリング調査	62 (6.2倍)	長野県 飯島町 七久保	2002	生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導	不明 (調査実施したが、特定・推定には至らず)	-	-	-	実施していない	-
	10	定期モニタリング調査	60 (6.0倍)	茨城県 板東市 弓田	2001	個人等の飲用水 生活用水	・周辺井戸所有者への飲用指導 ・定期的なモニタリング体制の整備	不明	予定無し	今後環境省硝酸性窒素総合対策モデル事業の成果を反映させ、連絡組織等の設置を検討する	モデル事業に参画し、今後の対策について検討している段階のため、対策推進計画等の策定の予定はなし	実施していない	-